

2025年3月から適用する設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について

安芸高田市企画部財政課

2025年3月から適用する設計業務委託等技術者単価について、市発注業務において次のとおり特例措置を講じることとしたのでお知らせします。

1 対象となる契約

2025年3月1日以降に契約を締結する業務のうち、2024年3月から適用した設計業務委託等技術者単価を適用して予定価格を算出しているもの。

2 業務委託料の変更

変更後の業務委託料については、次の方式により算出する。

「設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置事務処理要領（平成28年2月3日）」により事務処理を行うこととし、次の方式により変更後の業務委託料を算出する。

変更後の業務委託料＝当初請負額／当初官積算額×新技术者単価により積算された官積算額